保険薬局のご案内

ヘルシー薬局まえばしエキナカ店

保険薬局の名称	ヘルシー薬局まえばしエキナカ店
開局時間	平　日　8：00～19：00 土　曜　8：00～12：00
休業日	日曜・祝日

平成20年度より、平日は19時より（土曜は13時）以降の処方せん受付につきましては、夜間・休日等加算が算定されます。
（1割負担の方で40円ほど、3割負担の方で120円ほど）ご了承ください。

当薬局は処方せん等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま宅を訪問し、服薬指導等を行っております。

当薬局は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。

当薬局は、「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤に関する指導を行っております。

調剤報酬に係る下記の施設基準を地方厚生局に届出をし、算定しております。

- 調剤基本料1
- 無菌製剤処理加算

取扱い公費医療等　生活保護　小児慢性特定疾患　自立支援（精神・育成・更生）　感染症予防（結核）　労働者災害補償　自賠責保険

地域の皆さまの健康をサポートする薬局を目指します

安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ○ 当薬局における調剤サービスの提供
- ○ 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴・既往歴・アレルギー・体質・併用薬・ご住所や緊急時の連絡先など）
- ○ 病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者などとの必要な連携
- ○ 病院・診療所などからの照会への回答
- ○ ご家族などへの薬に関する説明
- ○ 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ○ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ○ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ○ 当薬局内で行う症例研究
- ○ 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ○ 外部監査機関への情報提供

ヘルシー薬局
まえばしエキナカ店
開設者：佐藤岳彦
個人情報取扱責任者：大墳玲子

お問い合わせ先 〒371-0024 群馬県前橋市表町２丁目315-1
TEL 027-212-8371 FAX 027-212-8375
Eメール healthyekinaka@gmail.com

ヘルシー薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	有限会社ヘルスケア　代表取締役　佐藤　岳彦
薬局の名称・許可番号・許可年月日 所在地・有効期限	薬局開設許可証（別掲）を参照
管理者の氏名	大墳　玲子



勤務する薬剤師の氏名及び担当業務

大墳　玲子	調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理
磯野　淳一	調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在宅業務
國岡　志保	調剤・医薬品販売・情報提供・相談
畑　泰子	調剤・医薬品販売・情報提供・相談

勤務する登録販売者の氏名及び担当業務　一般用医薬品（第一類医薬品を除く）の販売・情報提供・相談

取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分　要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二医薬品・第二医薬品・第三医薬品



当該薬局勤務者の区別

薬剤師	氏名及び「薬剤師」と記した名札と白衣を着用
登録販売者	氏名及び「登録販売者・受付事務」と記した黄色のユニフォーム
一般従事者	氏名及び「受付事務」と記した名札と緑色のユニフォームを着用

営業時間

月火水木金　8時00分～19時00分　土　8時00分～12時00分

当店への連絡：ヘルシー薬局まえばしエキナカ店

営業時間外の相談時・緊急時の連絡先

電　話	027-212-8371
夜間転送	027-212-8371
ＦＡＸ	027-212-8375



要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

分類と外箱表示		定　義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
要指導医薬品 製品外箱の表示		副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等をふくむもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面をもちいて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
要指導医薬品						
一般用医薬品	第１類医薬品 製品外箱の表示	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等をふくむもの ※要指導医薬品除く	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
	第１類医薬品					
	指定第２類医薬品 製品外箱の表示	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品 ※要指導医薬品・第１類医薬品を除く	第１類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機械を確保しやすいように、情報提供を行う場所に陳列します ※情報提供場所から７m以内	適正使用のため必要な情報の提供に務めます	薬剤師 または 登録販売者	
	第②類医薬品					
	第2類医薬品					
	第２類医薬品 製品外箱の表示	注）指定第２類医薬品は、第２類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認を行い、使用は薬剤師や登録販売者に相談下さい				
	第２類医薬品					
	第３類医薬品 製品外箱の表示	第１類医薬品及び第２類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取る事が出来る陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します			
	第３類医薬品					

※　医薬品の安全使用の為に症状等の情報をお伺いさせていただく事があります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健　康　被　害　救　済　制　度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度

0120-149-931　受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）　午前９時～午後５時３０分　（独）医薬品医療機器総合機構

苦　情　相　談　窓　口

027-243-6650　受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）　午前９時～午後５時　（一社）群馬県薬剤師会DIセンター

当薬局の設備・機能及び処方せん応需にあたって提供するサービスの概要

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、約1500 品目の医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、どの保健医療機関の処方せんでも応需します。
4. 当薬局は、患者さまの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
5. 当薬局は、処方せん等により医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。
6. 当薬局は、必要であれば患者さまの了解のもと、服薬状況などについて、処方医に情報提供します。

患者さまに実費負担していただくサービス等について

患者さまの希望に基づくサービス等については、実費負担をお願いしています。

① 服用時点毎に薬を一包みにする場合（治療上の必要性がない場合に限る）



投与日数が42日分以下の場合は、投与日数が7又はその端数を増すごとに **340円**

投与日数が43日分以上の場合は、投与日数にかかわらず **2,400円**

② 甘味剤等の添加（治療上の必要性がなく、かつ、治療上問題がない場合）



1調剤につき

液剤の場合 **450円**

散剤・顆粒剤の場合 7日分毎に **200円**

③ 服薬カレンダー（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理する事が出来る資材）



上記のサービス等は、患者さまのご希望に基づくものです。ご不明な点がございましたら、薬剤師までお気軽にお尋ねください。

個人情報保護に関する基本方針（セキュリティーポリシー）

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

基本方針

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

具体的な取り組み

① 法令等の遵守
個人情報保護法及びガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。

② ルールの策定と遵守
個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、
個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。

③ 安全管理措置の実施
個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、
漏洩・減失・毀損の防止に努めます。

④ 定期的な確認と改善
個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、
問題が認められた場合は、これを改善します。

⑤ 利用目的の明示と制限
個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、
その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合・
法令に基づく場合・個人を識別出来ないよう医名化した場合などは除きます。

⑥ 委託先の監督
業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で
取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。

⑦ 相談体制の整備
個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

① 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
② 個人情報の開示・訂正・利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
③ 個人情報が漏洩・減失・毀損した場合、または、その可能性が疑われる場合
④ その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

当薬局における個人情報の利用目的（主な例）

- 調剤サービス、服薬指導、薬歴管理、在宅訪問等の薬局業務の遂行
- 医療機関、介護事業者等との連携および情報提供
- 会計・経理、保険請求等の事務処理
- サービス向上のためのデータ分析・業務改善
- 必要に応じたご案内・お知らせの送付（ダイレクトメール等）

※上記以外の目的で利用する場合は、あらかじめご本人の同意を得ます。

ヘルシー薬局まえばしエキナカ店
群馬県前橋市表町２丁目315−1　027-212-8371

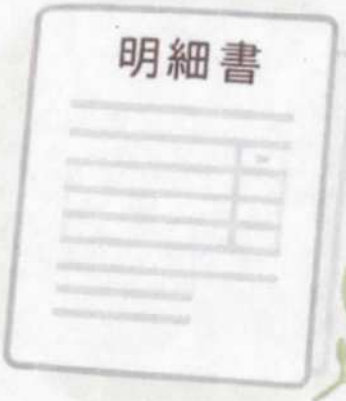
令和8年9月1日

開設者：佐藤岳彦
管理薬剤師：大壜玲子

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、
領収証発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を
無料で発行しております。

明細書には、調剤した薬剤の名称や実施した薬学的管理指導の内容が
記載されます。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。



健康づくりのために

生活習慣の見直しや、
血圧の管理も大切です。

指定第二類医薬品をご購入のみなさまへ

指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意が必要なお薬になります。

ご使用の前に必ず使用上の注意の『してはいけない』項目をご確認の上、ご使用ください。

また、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に近くの薬剤師又は登録販売者まで、ご相談ください。

ヘルシー薬局まえばしエキナカ店
ご購入後のご相談はこちらまで
027—212—8371

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

指定濫用防止医薬品の濫用をした場合、保健衛生上の危害が発生するおそれがあります。

指定濫用防止医薬品の販売にあたり、OTC医薬品の各区分で確認する事項に加え、以下を確認させていただきますのでご理解の程よろしくお願いします。

購入者が18歳未満の場合、複数個・大容量の販売はできません。

- □ 年齢
- □ 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- □ 購入しようとする者が18 歳未満である場合には、当該者の氏名
- □ 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲り受けの状況
- □ 大容量製品又は複数個の購入に該当する場合、その理由
- □ 適正な使用であることを確認するために必要な事項
- □ その他情報提供を行うために必要な事項

ヘルシー薬局まえばしエキナカ店
ご購入後のご相談はこちらまで
027-212-8371

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第１節　調剤技術料

令和８年３月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料１	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料２	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中率70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中率85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料３	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～40万回以下、集中率85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ）・月40万回超、集中率85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ）・月40万回超、集中率85%以下	イ）25点 ロ）20点 ハ）37点
④ 特別調剤基本料Ａ	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料Ｂ	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	○	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算２		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算３		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算４		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算５		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の掲示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算１	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算２		同加算１の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
湯煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
漢薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ 〃 ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第２節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬		1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○)	イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点
	(○)	ロ）3カ月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	45点
		ロ）在宅患者	59点
		ハ）在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合	59点
		ニ）イ・ロ・ハ以外	
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	－	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料１		月1回まで	185点
外来服薬支援料２		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料１		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２		複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
		1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
		2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点
② 単一建物患者 2～9人		必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）、	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで	290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①以外		必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第３節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第４節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第５節　その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%